明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六五）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　三
特殊法人等　企業年金基金変更関係　三六
地方公共団体　行旅死亡人関係　四〇
会社その他
会社決算公告

府令

○内閣府令第六十五号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十七条の六の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第九条の十七第一号イ中「別記様式第五の五」の下に「に定める様式の中空の正立正三角形の反射部若しくは蛍光反射部を有するもの」を加える。

第九条の十八第一号イ中「別記様式第五の六」を「別記様式第五の五に定める様式の中空の正立正三角形の蛍光反射部を有するもの又は別記様式第五の六」に、「けい光部及び非けい光部」を「蛍光部及び非蛍光部」に改め、同号ロ中「けい光」を「蛍光」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　蛍光の色にあつては赤色又は橙色であり、非蛍光部の色にあつては赤色であること。